

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	登 録 番 号
極東開発工業株式会社	大阪府大阪市中央区淡路町2-5-11	1-005411
新明和工業株式会社	兵庫県宝塚市新明和町1-1	1-004305

注) 業者番号「1-」は国土交通大臣許可業者の有資格者番号を表す。

2 指名停止措置期間 令和8年3月10日～令和8年6月9日 (3か月間)

3 指名停止措置の適用範囲 常陸太田市が発注する建設工事

4 事実概要

極東開発工業株式会社は、特定特装車製品の製造販売において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年9月24日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

新明和工業株式会社は、特装車製品の製造販売において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年9月24日、公正取引委員会から公表された。

5 指名停止理由

当該事実は、「常陸太田市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」(平成2年常陸太田市告示第21号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第2第6号に該当する。

なお、課徴金減免制度の適用を受けていることから、同要領第4条第3項を適用して、指名停止期間を2分の1としている。

<指名停止措置要領別表第2>

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為) 6 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(4号及び5号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から6か月以上12か月以内
(指名停止の期間の特例) 第4条第3項 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。	

問 い 合 わ せ 先

茨城県常陸太田市総務部契約管財課契約検査係  
茨城県常陸太田市金井町3690  
電話 0294-72-3111